

メキシコのエヒードの制度と実態¹⁾

石 井 章*

Organization and Actual Situation of Ejidos in Mexico

Akira ISHII*

はじめに

第1節 エヒードの性格

第2節 エヒードと村落共同体

第3節 エヒードとソシエダ

第4節 エヒードにおける問題点

第5節 集団エヒードの問題点

おわりに

はじめに

メキシコの農地改革で大土地所有（ラティフンディオ）は廃止され、それに代ってエヒードおよびコムニダ・インディヘナ（comunidad indígena, 先住民共同体）と小所有地（pequeña propiedad, 小規模な私有地）が公式に認められた土地制度となった。前2者は共同体的土地保有といわれ、私有地とは異なる原理のもとにおかれている。1991年の農牧業センサスによれば、全国の農地面積（耕地、牧草地、山林を含む）に占める土地所有形態別の割合は、エヒード（コムニダ・インディヘナを含む）が31.7%，私有地が65.1%，コロニア²⁾が2.0%，公有地が1.2%となっている。[Estados Unidos Mexicanos 1994：19]

エヒードはメキシコの農地改革の嫡出子ともいうべき存在で、共同体的土地保有の中心を占める。エヒードは「返還」(restitución)あるいは「譲与」(dotación)の手続き³⁾によって、

*国際文化学科 (Department of Comparative Cultures)

国から一定の範囲の土地の利用権を与えられた農民の地域集団⁴⁾である。「返還」による土地の再分配がまず優先されるが、現実のエヒードの設立に際しては「譲与」の手続きによるものが圧倒的に多く、それが主流をなしている。この地域集団は既存の一つの村落と一致することが多いが、一つの村落内に複数のエヒードができる場合もあり、また当該村落の構成員であっても土地の私有者、非農民はエヒードの成員とはならない。したがって一般的にいて、エヒードは既存の村落を基盤として形成されるが、エヒードの土地の利用権を得る主体は村落そのものではなく、その一部を構成する地域集団である。エヒードの土地の「返還」あるいは「譲与」を申請する地域集団は、20名以上の有資格者⁵⁾を有することが必要である。既存の村落を基盤とした地域集団のみでなく、エヒードを形成する目的で20名以上の農民が集まって「新しい集落」(nuevo centro de población)をつくって「譲与」の申請をすることもできる。

農地改革の第1段階(1921~34年)⁶⁾までに形成されたエヒードは、一般的にいて既存の村落を基盤としているといつてよい。第2段階(1935~40年)およびそれ以後に形成されたエヒードはこれとは若干様子が異なる。カルデナス(Cárdenas)政権(1934~40年)のもとで、それまで農地改革の対象から除外されていた、商品作物の生産を行なうプランテーション型の大規模農場にも改革の手がつけられ、農場が分割されてエヒードが形成された。この場合にエヒードの土地を得る主体となったのは既存の村落ではなく、農場の農業労働者(ペオン)⁷⁾であった者である。エヒードの形成に際して、これら元ペオンが一箇所に集まって住み、「新しい集落」を形成したケースが多い。既存の村落を基盤として形成されたエヒードをここでは便宜上第1の型のエヒードと呼び、エヒードと同時に新しい集落が形成された場合を第2の型のエヒードと呼ぶことにする。

本稿では農地改革後のメキシコの農村部において主要な構成要素をなすエヒードについて、その制度と実態を示し、問題点を検討する。

第1節 エヒードの性格

エヒードとは「国から一定の範囲の土地の利用権を与えられた農民の地域集団である」と定義したが、現実のエヒードは多面的な性格をもっている。それを整理すると、エヒードは、(a)一定の範囲の土地、すなわち領域である、(b)土地保有の単位である、(c)農民の自治組織としての役割を果たしている、(d)経済活動の場である、(e)地域社会である、ということになる。

(a) エヒードは「返還」あるいは「譲与」の手続きによって国から一定の範囲の土地の利用権を与えられた農民の地域集団であるが、同時にエヒードに帰属する土地自身をも指す言葉である。

(b) エヒードは土地保有の単位である。エヒードの土地保有形態に関しては農地改革法に規定されている。[Chávez Padrón 1985: 103~124] それによると土地保有の主体はエヒード地域集団（núcleo de población ejidal）であるが、その権利は一定の制限のもとにおかれる（51条）。すなわち、エヒードの土地はいかなる場合にも売買されず、譲渡されず、賃貸借されず、抵当に入れられず、課税の対象とならない（52条）。一つのエヒードの土地は通常4種類の部分—居住地域、耕地、牧草地および山林—に分けられる。エヒダタリオ（ejidatario, エヒードの成員）はすべて居住地域内に家を建てるべき敷地（solar）を持つ権利を有する。耕地は共同耕作される場合以外は、各エヒダタリオの分割地（parcela）に分割される。分割地に対するエヒダタリオの権利は、前記のエヒードの土地に対する地域集団の権利と同じ制限に服し、その範囲内で自由に耕作される（75条）。牧草地、山林は分割されることなく、つねにエヒード地域集団のもとに属し、共同で利用される（65条）。分割地はエヒダタリオが直接自ら耕作するのが建前で、耕作を恒常的に雇用労働者の手に委ねることは許されない（55条）。農繁期に一時的に賃労働者を雇用すること、あるいは大量の労働力を要する特定の作物の栽培に限って賃労働者を雇用することが認められる（76条）。エヒダタリオは、連続2年間分割地の耕作を怠った場合、あるいは共同労働に参加しなかった場合には、その分割地に対する権利およびエヒード地域集団の成員としての権利を失う（85条）。

(c) エヒードは農民の自治組織としての役割を果たしている。組織体としてのエヒードは三つの機関より成り立っている。すなわちエヒダタリオの総会（asamblea general）、執行委員会（comisariado ejidal）および監査委員会（consejo de vigilancia）である。

総会はエヒードの最高機関であり、各エヒダタリオが1票の投票権を有する。総会で執行委員会および監査委員会の委員を選出し、エヒードにおける耕作の形態（共同か個別か）、およびエヒダタリオへの分割地の割り振りを定める。

執行委員会は委員長（presidente）、書記（secretario）、会計係（tesorero）各1名より成り、それぞれに補欠（suplente）がおかれる。任期は3年。執行委員会の役割は、対外的に当該のエヒード地域集団を代表すること、エヒードの共有財産を管理すること、エヒードの土地利用に関して（共同、個別のいずれの利用形態にせよ）、それが法律および政府の監督機関や総会の要請に適合しているか否かを監督すること、総会を召集すること、総会の決定事項を執行すること、総会において活動報告および会計報告を行なうこと等である。

監査委員会も委員長、書記、会計係各1名より成り、それぞれに補欠がおかれる。任期は3年。監査委員会の役割は、執行委員会の活動が法律や諸規則に違反していないかどうか監視すること、執行委員会の活動に伴う会計を定期的に検査し、その結果を総会に報告すること等となっている。⁸⁾

ところでメキシコの地方自治体としては州（estado）の下位にムニシピオ（municipio、郡あるいは行政村に相当）があり、その下に自然村である村落（poblado）が存在するが、エヒードと村落とは住民の自治組織として重なり合う部分が多い。既存の村落が基盤となって形成され

た第1の型のエヒードの場合、前述のように、エヒードと村落が包摂する範囲は完全に一致するものではない。したがって自治組織としては村落単位のものとはエヒード単位のものとは二重に存在している。第2の型のエヒードの場合は、エヒード設立と同時に新たに集落がつけられた。すなわちエヒードが核となって村落が形成されたのであって、この場合にはエヒードの組織が村落の組織を兼ねる。

(d) 経済活動の場としてみた場合、第1の型のエヒードはほとんどすべて、エヒダタリオが各自の分割地で個別に耕作・収穫する、いわゆる「個人エヒード」である。この場合経営の単位は個々のエヒダタリオ農家であって、エヒードではない。第2の型のエヒードのうち、生産の共同を含む共同経営を行なうエヒード（集団エヒード）においても、経営の単位はエヒードそのものではなく、エヒダタリオによって組織されるソシエダ（sociedad）と呼ばれる農業協同組織である。エヒードとソシエダの関係については第3節で述べる。

(e) 地域社会としてエヒードはどういう位置を占めるものであろうか。第1の型のエヒードの場合は、地域社会としてのまとまりを示すものは村落であり、エヒードの存在はそれを強化することはあっても、エヒードが村落の機能を代替するものではない。一方第2の型のエヒードでは、エヒードが核となって村落を形成し、地域社会を構成している。地域社会の連帯を示す最も重要な行事は村祭り（フィエスタ）であるが、第1の型のエヒードに関しては村の守護神の祭りが、第2の型のエヒードではエヒード創立記念日が最大のフィエスタである場合が多い。

第2節 エヒードと村落共同体

エヒードはメキシコの農地改革によって国の制度として導入されたものであるが、その背景には伝統的な村落共同体があり（第1の型のエヒードの場合）、それとの関連を無視しえない。すなわちエヒードは、スペインによる征服前のメキシコ中央高地における先住民社会の基本単位であり、土地保有の主体であったカルプリー（calpulli）、あるいは植民地時代に先住民の自治村落として再編成されたコムニダ・インディヘナの性格をある程度受け継いでいるからである。

しかしながらエヒードをして伝統的な村落共同体への回帰とみるのは正しくない。前述のようにエヒードの形成に際して土地の「返還」が第1に掲げられているように、エヒードにはたしかに復帰的な要素もある。しかしこの場合の「返還」は、村から不当に奪われた土地を正当な所有者に返還するという意味であって、こうした土地の「返還」の結果できたエヒードは、土地保有の形態としても社会組織としてもまったく新しいものである。

以下ではエヒードと伝統的な村落共同体の類似点および相違点を明らかにするために、カルプリーとコムニダ・インディヘナの概略を述べる。

カルプリーはスペインによる征服前の15～16世紀に、アステカ族の支配下にあったメキシコ中

央部の社会の基本単位である。カッツはカルプリの性格を以下のように要約している。[Katz 1956: 107~110] (1) 現在は血縁関係を認められないが、祖先を共通にするという認識を有する団体である。(2) 共通の神格を祀る宗教・祭祀上の一単位を構成している。(3) 軍事上の一単位である。(4) 経済上の一単位である。土地はカルプリ全体に属し、アステカの族長に対する貢物を共同で納める。(5) 行政上の一単位である。カルプリの首長、カルプリェク (calpullec) は、成員に対する耕地の分配に関して責任を有し、また外に向ってカルプリを代表する。(6) 若者組⁹⁾のような青少年のための教育機関が存在し、耕地の分配を受ける権利を有するのは、そこを卒業した既婚者に限られる。

カルプリはアステカ時代の社会の基本単位であり、土地保有の主体であるが、アステカ統治の最終段階、すなわちスペイン人が到着した時点においては、カルプリから独立の人間（土地私有者）がいて、カルプリの土地と私有地が並存していたことが報告されている。

カルプリの土地はカルプリの総有であるが、そのうちのカルプリヤリ (calpullalli) と呼ばれる耕地はカルプリの成員の割当地に分割され、一定の制限範囲内で個別に耕作される。その制限とは、割当地は譲渡・売買できないこと、2年連続してその土地を耕作しなかった場合は没収されること、カルプリを去った者はカルプリに関するすべての権利を失うこと等である。割当地の割替えが行なわれたかどうかは明らかでない。割当地に対する権利は親から子へ相続される。割当地とは別に、耕地の一部はカルプリの成員の共同で耕作され、その収益はアステカの族長に対する貢物として、またカルプリの首長に対して捧げられた。カルプリヤリとは別にアルテペトラリ (altepetlalli) と呼ばれる土地があった。これは牧草地、山林、丘陵地等、耕地以外で、住民に共同で利用される土地である。カルプリの土地の境界ははっきりしており、他のカルプリの者がこれを侵すような場合には団結して防衛にあたった。

植民地時代の初期に、スペイン本国政府は植民者の勢力伸張に対抗するために先住民を保護する政策をとり、先住民の村落をスペイン本国のカスティーリャ地方の村落の形態にならって再編成した。これがコムニダ・インディヘナである。

植民地時代のコムニダ・インディヘナの典型的な形態は次のように要約できる。(1) 村の中央にフンド・レガル (fundo legal) と呼ばれる土地がある。これは教会を中心に約500メートル四方の正方形をなし、居住用の敷地として各家族に分割される。(2) 共同分割地 (tierra de común repartimiento) アステカ時代のカルプリヤリに相当する耕地で、村の総有地であるが、成員各家族の分割地に分割され、個別に耕作される。(3) エヒード アステカ時代のアルテペトラリと類似した土地で、牧草地、山林から成り、村人に共同で利用される。同じ用語を使っても、農地改革で導入された現代のエヒードとはまったく性格が異なる点に注意を要する。(4) プロピオ (propio) これも行政上村に属する土地であるが、エヒードと異なる点は、前者が個々の村人の必要のために利用されるのに対して、これは公共の必要のために利用される土地であり、ムニシピオにより管理される。

植民地時代初期に形成されたコムニダ・インディヘナは、メキシコの農村部においてアシエ

ンダ (hacienda, 大農園) と共存するかたちで独立後の時代まで存続したが、19世紀中葉の自由主義的な「改革」(Reforma) によって変貌を余儀なくされた。「改革」は基本的に国の法律や諸制度を改革して、近代国家としての体裁を整えること、カトリック教会の勢力を抑えること、私有財産権を明確にすることを主眼としていた。1857年の憲法およびその他の諸法律によって具体的に示される。反教会の立場から、教会の財産を制限する目的で法人による農地の所有を禁止したが、このことが結果的にコムニダ・インディヘナにとって不利に働いた。私有財産権を明確にするために、所有関係の不明確な土地は競売に付せられるようになったが、このことが後にコムニダ・インディヘナの土地がアシエンダに奪われる遠因となった。

19世紀の後半以後、一次産品(鉱産物、農産物)の輸出が国の経済の根幹を成したが、伝統的なアシエンダもこの時期に輸出向け農産物を生産するようになり、経営面積の拡大を図った。アシエンダが目をつけたのが、周辺のコムニダ・インディヘナの土地である。ポルフィリオ・ディアス(Porfirio Díaz)長期独裁政権(1876~1911年)のもとでコムニダ・インディヘナの土地がアシエンダに蚕食される過程が進行した。

コムニダ・インディヘナの土地のうち、耕地すなわち共同分割地は、それぞれの分割地の保有者によって事実上私有地のごとく扱われていたが、まずこれらの土地がアシエンダの手中に陥り、コムニダの総有地として牧草地や山林から成るエヒードが残った。後者の土地も次第にアシエンダに蚕食され、コムニダ・インディヘナそのものが消滅してしまったケースが多い。土地を失って貧窮化した農民が組織化されて、アシエンダに対する土地奪還運動、農地改革を求める運動を起こし、メキシコ革命へとつながる下からの動きとなった。農地改革のスローガンの一つとして、村から奪われた土地の元の所有者への返還、原状回復が掲げられる所以である。

20世紀の農地改革開始の時点で旧来のコムニダ・インディヘナが残存したのは、アシエンダの食指の動かない、すなわち経済的にあまり有用でない、山間部や僻地においてであった。これらの残存コムニダは、農地改革後にその土地に対する権利を政府によって追認された(reconfirmación de tierras comunales)。これらの村落は新たにコムニダ・インディヘナあるいはコムニダ・アグラリア(comunidad agraria)¹⁰⁾と呼ばれ、土地保有の主体として認められる。本稿では、以下コムニダ・インディヘナとコムニダ・アグラリアを一括してコムニダ・インディヘナと呼ぶことにする。コムニダ・インディヘナの土地も売買・譲渡・賃貸借・抵当等の対象とならないと定められている点ではエヒードの土地と同様であり、コムニダ・インディヘナはエヒードとともに、私的土地所有に対抗する共同体的土地保有の範疇に括られる。両者の違いは、エヒードの土地が本来国家の土地であって、地域集団および個々のエヒダタリオは用益権のみ有するのに対して、コムニダ・インディヘナの土地はもともと当該村落に属していた(コムニダの総有)という点である。

第1の型のエヒードは既存の村落を基盤として形成されたものである。それらの村落の中には、かつて土地を総有していたコムニダ・インディヘナであったものも多く含まれるであろう。

しかしその場合でも、「返還」あるいは「譲与」の手続きによって土地を与えられたエヒードと伝統的な村落共同体（コムニダ・インディヘナ）との間に直接的、連続的な関係は認められない。

まれな例として、従来から共同利用地（植民地時代のコムニダ・インディヘナのエヒードないしプロピオに相当）を有する村落に、新たにエヒードの土地が与えられた場合がある。この場合には、共同利用地は従来通り村によって管理され、村の成員全体の共同で利用されるのに対して、エヒードの土地は村の成員の一部をなすエヒダタリオの分割地に分割され、しかもその分割地は実質上エヒダタリオの私有地のごとく扱われている。またエヒードの土地は国の統治機構である農地庁（農地改革省）の管轄下にある。このようにして住民の眼からみれば、村落の共同利用地とエヒードとはまったく異なる原理によって律せられることになり、エヒードの導入が、かつて存在した村民の連帯性にひびを入らせるようにさえ作用するという。[Lewis 1963: 113~128]

第3節 エヒードとソシエダ

エヒードは第一義的には土地保有の単位であるが、同時にエヒードはそこで農業生産活動が行なわれる生産の現場であり、経済活動の場である。それに関連してエヒードにはエヒダタリオをメンバーとするさまざまな農業協同組織がつくられる。農業協同組織の中で最も一般的なものがソシエダ（sociedad local de crédito ejidal, エヒード信用地域組合¹¹⁾）である。

ソシエダの役割、機構に関しては農業信用法（Ley de Crédito Agrícola）[Chávez Padrón 1971: 371~410]に規定されている。それによるとソシエダの役割は、(1) 店舗、農産物加工・精製のための施設、その他ソシエダの必要とする不動産の建設・入手・管理を行なうこと、(2) 共同耕作あるいはその他の農業生産活動における共同作業を行なうこと、(3) 共同利用のための種子、肥料、種畜、農機具、その他の動産を購入すること、(4) これらのために必要な資金を調達すること、およびその資金をソシオ（socio, ソシエダの組合員）に分配すること、(5) ソシオの申し出に従って、ソシオが土地その他農業に必要な不動産の購入（ソシオの住宅の建築を含む）を行なう際に、その斡旋、助成を行なうこと、となっている（農業信用法38条）。このように法律に規定されたソシエダの役割は多岐に及ぶが、なかでも最も重要な公的金融機関から融資を受けることであり、現実には多くのソシエダがソシオの資金借入のための手段としてのみ機能している。このようなソシエダはいわば「共同借金組合」にすぎない。

ソシエダは、国立エヒード信用銀行（Banco Nacional de Crédito Ejidal, 以下エヒード銀行と略称¹²⁾）あるいはその系列下の地方エヒード信用銀行（Banco Regional de Crédito Ejidal）から公的融資を受ける。エヒード銀行はソシエダのみを対象として融資を行なうのであって、直接

個人には融資しない（農業信用法5条12項）。

ソシエダを構成するためには最低10名のソシオが必要である（農業信用法45条）。ソシエダのソシオとなる者は、エヒダタリオとしての権利を有することが必要である（46条）。ソシエダの最高機関は総会（*asamblea general*）で、各ソシオが1票の投票権を有する。総会で執行委員会（*comisión de administración*）の委員3名を選出し、その長ソシオ・デレガード（*socio delegado*, ソシオ代表者）を定める。委員の任期は3年。執行委員会はソシエダの活動を指揮・監督し、外部に対してソシエダを代表する。総会は同様に監査委員会（*junta de vigilancia*）の委員3名を選出する。監査委員会の役割は、出資金が農業信用法およびソシエダの定款に則って適切に運用されているか、ソシエダの活動が法律に抵触せず有効に行なわれているかどうかを監視し、その結果を総会に報告することである。総会にはエヒード銀行の地域代表が出席する。発言権はあるが投票権はもたない（47条）。

以上で、エヒードに付随してつくられる農業協同組織としてのソシエダ一般について述べたが、第1の型のエヒードの場合、ソシエダは実質上前述の「共同借金組合」としての機能を果たしているにすぎない。ソシエダが農業生産に関わる組織として機能するのは、第2の型のエヒードの中でも共同経営を行なう集団エヒードにおいてである。この場合もエヒードはあくまで土地保有の単位であって、農業経営の単位はソシエダである。生産活動を共同で行なうソシエダを「集団ソシエダ」（*sociedad local de crédito colectivo ejidal*, 集団エヒード信用地域組合）と呼ぶ。要するに集団エヒードとは「集団ソシエダ」が存在するエヒードのことである。

農地改革法は、エヒードの土地に関して、次のような場合には生産活動を共同で行なうべきものと定めている。(1) 土地が分割に不適当な経済単位を構成し、その耕作のためにはエヒードの成員の協同が必要な場合。(2) 地形、土質、作物の種類、機械化などの観点からみて個別的な生産方式が非経済的である場合。(3) 当該のエヒードが工業用農産物を生産し、かつその地方が特定の工業の原料供給地をなしている場合。(4) 林業および牧畜を主として行なうエヒード（農地改革法 131条）。以上の場合以外でも、エヒード設立当初に総会の多数決で共同化が決定されればそれに従う。

集団ソシエダの機能は前述の一般のソシエダと変らないが、実際の活動において両者には雲泥の差がある。一般のソシエダは、大部分がソシオの資金調達の手段としてのみ意味をもっているのに対して、集団ソシエダは生産の単位として機能する。すなわち農業経営の主体である。集団ソシエダの執行委員会は、生産をはじめソシエダのすべての活動を指揮・監督する重要な任務を帯びている。とりわけ執行委員長ソシオ・デレガードの役割は重要である。実際の農作業は、総会の指名する1人の労働監督（*jefe de trabajo*）の指導のもとに行なわれる。総会では各農業周期ごとに計画を討議、決定し、各時期に農作業の進捗状況が報告される。エヒード銀行はここでは資金融資にとどまらず、ソシエダの運営に関与しこれを指導する役割を担っている。

集団ソシエダにおける生産の共同が部分的にくずれて個別経営に転化したケースがある。「混合ソシエダ」（*sociedad mixta*）あるいは「準集団ソシエダ」（*sociedad semicolectiva*）と呼ばれ

るものである。混合ソシエダの形態には2種類あり、一つは農作業の一部を共同で、他を個別に行なうものである。たとえば耕運、播種は共同で、除草、収穫は個別に行なうといった形態をとる（垂直型、tipo vertical）。この場合には耕地は各自の分割地に分かれているのが普通であるが、農地庁（農地改革省）の認可を得て正式にエヒダタリオの分割地として分割する例はまれで、多くはソシエダの内部で自主的に定めたものである。収入の平等を期して、毎年共同作業が終った段階で抽選により分割地の割替えを行なう例も少なくない。もう一つの型はソシエダの耕地の一部を共同で、他を個別に耕作するものである（水平型、tipo horizontal）。これは作物の種類によって、たとえば綿花のように大規模な灌漑と機械化を必要とするため共同作業が有利なものは共同で、トウモロコシのような自給作物は各自の分割地で個別に耕作するという形態が普通である。[Eckstein 1966:125~126] この他、一つのソシエダ内がグループに分かれ、グループ単位で共同経営を行なうもの、あるいは同一ソシエダ内に共同経営を行なうグループと個人経営を行なうグループとが並存する例もある。[石井 1969:119] これらはいずれもソシエダ全体が共同経営から個別経営に転化する過程で出現した移行形態とみなすことができる。

最後にエヒードとソシエダの関係をもう一度整理しておこう。エヒードは第一義的に土地保有の単位であり、ソシエダはエヒードを基盤として形成される農業協同組織である。すべてのエヒードに付随してソシエダが存在するわけではないが、ソシエダは必ずエヒードを基盤としている。ソシエダのソシオとなる者はエヒダタリオであることが前提である。一つのエヒードの範囲を越えてソシエダが構成されることはない。エヒードに付随してソシエダが存在する場合に、両者の包摂する範囲は完全に一致するとはかぎらない。当該エヒードのエヒダタリオであってもソシエダに加わらない者や、途中で脱落する者もある。また一つのエヒードに一つのソシエダのみが存在するともかぎらない。発足当初はソシエダが一つであったが、後に分裂して二つになった例は多い。なかでも顕著なのが、当初一つの集団ソシエダとして発足したが、後に二つのソシエダに分裂し、一方は共同経営を続け、他方は個別経営ないし混合形態に転化したという例である。

第4節 エヒードにおける問題点

前述のように農地改革後のメキシコの農村部には共同体的土地保有（エヒードおよびコムニダ・インディヘナ）と私有地（小所有地）が併存することになった。エヒードはメキシコの農地改革の嫡出子ともいうべき存在で、共同体的土地保有の中心を占めるものであるが、「共同体的」とされるエヒードの土地保有および経営の実態はどうなっているのだろうか。

エヒードに属する耕地は共同で耕作される場合もあるが（集団エヒード）、大部分はエヒダタ

リオの分割地に分割されて個別に耕作される（個人エヒード）。エヒダタリオにとって分割地の意味するものは何か。エヒダタリオはその土地の処分権をもたないだけで、生涯そこで生産活動を行ない、生活できる。その土地に対する権利は親から子へ相続される。したがって彼らは実質的に零細な自作農と変らない。言い換えれば、エヒードは農民のグループによる土地の共同体的保有と個々の農民によるその個別的利用が結びついた形態である。

農地改革の初期（1915～34年）においてエヒードが設立されたのは、主として国の中央部の、土地を求める農民の圧力が強く、社会的緊張が高いところであった。そこでの農地改革の意義は、まずなによりも多数の零細農民に生活手段として土地を与えることであり、それによって社会的緊張を緩和することであった。この時期にこの地域につくられたエヒードは第1の型に分類され、すべて「個人エヒード」である。分割地における栽培作物は一般的に自給用の穀物（主食のトウモロコシ、準主食ともいえるフリホル [frijol, インゲン豆の種類]）が中心であり、換金作物を栽培する場合でも国内市場向けが主である。これらの地域は後進的ないし伝統的な農業地域を構成する。

それでは国際市場向けの農産物はどこで生産するかといえば、国内の特定の地域にある大灌漑地区においてである。これは先進的な農業地域と言い換えることができる。こうした地域に1930年代後半に「集団エヒード」が導入された。1935年から40年にかけて革新的なカルデナス政権のもとで新しい考え方に基づいて農地改革が実施された（農地改革の第2段階）。それは農民への土地分配、エヒードの新設を続けるだけでなく、主に輸出向け農産物を生産する先進農業地域における生産活動の単位としてエヒードを位置づけるものである。そのために導入されたのが集団エヒードに他ならない。そして集団エヒードの運営に関しては政府が（エヒード銀行を通じて）介入し、指導にあたる。先進農業地域の大灌漑地区には私有地農場と集団エヒードが併存することになった。

1940年代以後の歴代の政権の農業政策は、一般的に自給用農地改革の推進、農民への土地分配よりも、国の経済発展のための農業生産の増大に重点をおいたものに変った。すなわち経済発展のための外貨獲得源として農業を位置づけるものである。大規模な灌漑事業に公共投資が向けられ、専ら有効な生産を行なう私有地農場に対して助成がなされた。これらの私有地農場は、名目上はあくまで「小所有地」であるが、さまざまな手段を講じて経営地を拡大し、¹³⁾ 実質的な大農経営となった。このようにして経営面積を拡大した農場を、農地改革により解体された古い大土地所有（アシエンダ）と区別する意味でネオ・ラティフンディオ（neolatifundio）と呼ぶ。

一方エヒードに対しては積極的な支援がなされないまま、後進農業地域におけるエヒード農業は零細な小農民の農業として定着した。先進農業地域ではエヒードの制度と実態が乖離し、エヒードの形骸化がすすんだ。「集団エヒード」に関しては、1940年以後政府の指導・援助が積極的に行なわれなくなるとともに、共同経営の体制が崩壊して個別経営に転化していく傾向がみられる。

土地保有制度としてのエヒードは、その土地が再び私有地化され、大土地所有の手中に陥るのを防ぐため、さまざまな制限のもとにおかれているが、法制度上の建前と現実との乖離が甚だしくなっている。その最も顕著な例がエヒードの分割耕地の違法な賃貸借である。これはとくに先進的な農業地域において著しい。これらの地域で分割地の賃貸借が行われるのは、エヒダタリオの資金不足、とくに公的な融資の不十分なことがその主たる要因である。市場競争に耐える有効な商品作物の生産を行なうためには資本投下が必要であるが、十分な資金源を欠き、また経営の才のないエヒダタリオは、賃貸料という固定収入と引換えに分割地を他人に譲渡する道を選ぶ。とくに賃貸した自分自身の分割地で、あるいはその他の農場で、農業労働者として働くことによって収入を得る道がある場合にはこの傾向に拍車がかかる。かくして名義上は分割地に対する権利を保持したまま、実際は農業労働者として働いたり、あるいは他の職業につくエヒダタリオが多くみられる。後者はすなわちエヒダタリオの脱農化である。一方ではその地域の私有地農場主や、進取の気性に富んだ経営の才のある少数のエヒダタリオは、他のエヒダタリオの分割地を借りることによって経営地の拡大に努める。分割地の違法な賃貸借やエヒダタリオの脱農化は、土地保有制度としてのエヒードそのものを崩壊に導きかねない重大な問題をはらんでいる。

以上は生産性の高い、先進的な農業地域のエヒードに関する問題点であるが、後進的な農業地域のエヒードにおいては人口過剰、不完全就労の問題が深刻である。多くのエヒードでは設立当初に比べて人口が増大し、土地に対する人口圧力が高まった。農地改革の初期においては、エヒード設立の際のエヒダタリオ1人当たりの基準耕地面積は灌漑農地4ヘクタール、天水農地8ヘクタールであったが、後にそれは灌漑農地10ヘクタール、天水農地20ヘクタールにまで拡大された。しかし初期に設立されたエヒードの大部分においてはその後耕地面積の拡大が実質上不可能に近かったから、前記の基準面積に達しない零細な耕地を所有するエヒダタリオが多数存在する。¹⁴⁾ 設立当初に牧草地ないし山林としてエヒードに与えられた土地を、後にエヒダタリオの自助努力と政府の援助によって灌漑地に変え、1人当たりの耕地面積を大幅に拡大した例もまれにはあるが、一般的にいつてエヒードの耕地は限定されており、その後の人口増加、エヒダタリオ有資格者の増加に伴い、問題は深刻化している。

エヒードの分割耕地はいかに零細なものであっても、エヒダタリオ農民にとってはほとんど唯一の資産である。したがって分割地に対する競争は激しく、ひとたび用益権を取得した者は、老齢になってその権利を息子に譲る例もないではないが、死ぬまでその権利を固持するのが通例である。エヒダタリオとしての権利を継承できるのは1人の息子のみであって、他の者は農業労働者として他所へ出稼ぎに行くか、不完全就労の状態で村内に滞留せざるをえない。また分割地を有するエヒダタリオでも、その多くは分割地での耕作以外の労働に補助収入源を求めざるを得ない状況にある。後進農業地域では、大多数のエヒダタリオは生存維持農業に従事する零細農民である。さらに土地を持たない多数の農業労働者がエヒード部門から排出される。

このようにエヒード部門内でさまざまな矛盾、問題が生ずる根源にあるものは何か。端的に

いってそれは資本主義経済体制の中における非資本主義的な土地制度に関わる問題である。この点で社会主義経済体制のもとでの国营農場・集団農場の場合¹⁵⁾とは異なる。メキシコのエヒードは土地制度としては私有地とは異なる原理のもとにおかれ、その土地は市場経済の枠組みの外にある。一方生産者としての農民の生産・販売活動、消費者としての活動は資本主義経済体制のもとにある。そのことから生ずる矛盾である。

第5節 集団エヒードの問題点

カルデナス政権（1934～40年）下で集団エヒードという新しい形態のエヒードが導入された背景には、つぎのような事情があった。当時農地改革に反対する側の主張として、先進的な農業地域で有効な生産を行なっている大農場を分割して群小の経営体をつくれば、既存の大規模経営の利点は失われて生産は激減するであろう、というものが強かった。政府としてはこれに対抗するために、農地改革で大農場を収用した後に共同経営の組織を導入することによって、その経営規模を維持する必要があった。「アセnderド（*hacendado*、アシエンダの地主）のいないアシエンダ」のスローガンのもとに、この線にそってつくられたのが集団エヒードである。しかし理論上はともかく、現実の集団エヒードは当初から多くの困難に直面した。

第1に、一つの大農場をそっくり収用してそのまま集団エヒードに転換したならば、経営体としての統一性は失われず、同じ経営規模を引継ぐことができたであろうが、現実には必ずしもそうはいかなかった。農地改革後の土地保有形態としては、エヒードとならんで一定の制限範囲内の私有地が「小所有地」の名のもとに認められており、大農場の所有者は100ヘクタールまでを引き続き保持することができた。その100ヘクタールの土地は地主が自分で選べるため、当然ながら生産諸設備を伴う最良の土地が旧来の所有者のもとに残された。新設エヒードの土地がいくつかの旧アシエンダ¹⁶⁾の土地の寄せ集めからなることもしばしばあった。しかもその土地は多くの場合生産に必要な設備を欠き、その整備のため当初多額の投資を必要としたため、初期においては収益の大部分がその返済に費やされる状態だった。

第2に、新たにエヒダタリオとなった者は、アシエンダのペオンとしてチームを組んで農作業に従事することには慣れてしたが、自分たちで共同経営の農場を組織し運営したような経験はなく、またそれに必要な訓練も受けていなかった。そこで集団エヒードの運営の指導、助言ならびに監督を一手に引き受けたのが、政府機関である国立エヒード信用銀行（エヒード銀行）であった。エヒード銀行は集団エヒードの運営に必要な資金を融資するだけでなく、同銀行の担当係員が、栽培する作物の種類、農作業の時期にいたるまで、集団エヒードの生産活動のすべてに関与した。

集団エヒードにはかならず、エヒード銀行から融資を受けて生産活動を共同で行なうソシエ

ダ（集団ソシエダ）が存在する。ソシエダの運営にあたる役員は、成員であるエヒダタリオ（ソシエダのソシオ）の中から選挙で選出する。役員の中では執行委員長（ソシオ・デレガード）の役割が最も重要である。実際の農作業は労働監督（jefe de trabajo）のもとに組織される。労働監督は各自の労働の種類、実労働時間をカードに記載してエヒード銀行に提出し、執行委員会は週の終りに銀行が作成した賃金支払い原簿に基づいて各成員に賃金を支払う。収穫後に収益を分配する際には、各成員の年間労働日数に比例して分配する。

この制度のもとで集団エヒードのエヒダタリオは、一つの農業企業体の共同経営者、管理者であると同時に、その企業体の賃金労働者であるという二重の立場に立つことになる。かつてのアシエンダ時代の雇用者と被雇用者との関係と異なり、エヒダタリオとして同じ仲間のあいだから選挙によって指導者を選ぶようになると、そのやり方がまずければ不平不満が出るし、役職に伴う不正腐敗があればたちまち信用を失い、共同経営に必要な連帯に支障をきたすのは当然である。

集団エヒードのような大規模な共同経営組織を維持していくためには、それに見合った財政基盤と適切な運営、成員間の相互信頼が必要なことはいうまでもないが、それに加えて政府の側からの継続的な支援が不可欠である。1940年以後、カルデナス以後の各政権が集団エヒードを積極的に支援する政策をとらなかったため、集団エヒードはなし崩し的に分解して、個別経営のエヒード（個人エヒード）に転化していく運命を免れなかった。多くのエヒードが共同経営から個別経営へ転換していった内部的要因としては、エヒダタリオの間に有能な指導者が欠如していたこと、能力の有無・仕事量の多寡にかかわらず平等に収益の分配にあずかることに対して反撥があったこと、そしてなによりも自らの裁量に従って自由に耕作したいという小農民的な願望が強かったことがあげられる。

おわりに

エヒードは革命前のメキシコ農村部に存在した社会不安を鎮め、その原因となった土地所有の不均衡を是正するための手段として、革命後の農地改革で導入された土地制度である。メキシコの農村部には植民地時代、独立後の時代を通じて大農園＝アシエンダと先住民共同体＝コムニダ・インディヘナが共存していたが、19世紀後半以後、前者が後者の土地を奪って経営規模を拡大するに伴い、後者の農民の貧窮化がすすみ、社会不安が深まった。これらの下層農民が組織化され、アシエンダに対する土地奪還運動、農地改革を求める運動を起こし、これがメキシコ革命へとつながる下からの動きとなった。

したがって革命後に実施された農地改革では、零細農民に最低限の生活を保障する手段としてエヒードが導入され、その土地が再び私有地化されないようにさまざまな制限が設けられた。

かくして農村部には私有地とエヒード（共同体的土地保有）という異なる土地制度が並存することになる。その後エヒードに関してさまざまな矛盾が露呈するのだが、これは端的にいうと資本主義経済体制のもとにおける非資本主義的な土地制度に関わる矛盾といえるだろう。

近年のメキシコの経済発展に伴い、農業はそのなかで一定の役割を担うことになる。政府の農業政策、エヒードに対する政策は大幅に転換される。[石井 2003] そしてエヒードは時代の要請にそぐわない硬直した制度とみなされるようになり、1992年の憲法27条の改訂、土地制度の改革で、エヒード制度は抜本的に改革されることとなったのである。[石井 2002]

注

- 1) 本稿は、筆者がこれまでに発表したメキシコの農業問題、農地改革に関連するいくつかの論考のうち、エヒードに関するものを整理して改めて一つにまとめたものである。本文中に引用文献としてあげたもの以外に、本稿のもとになった文献は以下のものである。石井1970, 1973, 1983, ISHII 1973。
- 2) 新規の開拓地などに設けられた公営の入植地。入植者はコロノ (colono) と呼ばれる。土地所有形態は私有地に準ずる。
- 3) 以前土地を持っていたが、それを大土地所有に奪われた村落は、その証拠となる文書を提示することによって、その土地の返還を国に対して請求できる。このようにして返還された土地はエヒードの土地となる。それ以外の村落あるいは農民の地域集団が土地を要求すると、その周囲の国・公有地あるいは私有地で一定の上限を超え、収用されたものが、エヒードの土地として譲与される。
- 4) エヒードの土地を得る主体は、農地改革法によれば núcleo de población と規定されている。これは直訳すれば「居住核」となるが、ここではその内容を考えて「地域集団」とした。地域集団 (neighborhood group; locality group) とは、「地域社会における住民の社会生活に関わる諸集団」であって「農村の場合、主に「部落」を活動の範囲とする生産組織や生活組織を具体的事例として挙げるができる。」[新社会学事典 1993: 989]
- 5) メキシコ国籍を有する男女で、16才以上の者、あるいは家計の主たる維持者である者。そして申請の6ヵ月以上前から当該村落に居住していたこと、農業によって暮らしをたてていること、および一定限度以上の私有地や私有財産を持たないこと等が条件とされる。
- 6) メキシコ農地改革の時期区分に関しては [石井 2003]。
- 7) ペオン (peón) とは本来、前近代的な大農園アシエンダにおける隷属的な農民を指す言葉であるが [石井 1998: 29]、それに限定されず、広く農業部門の賃労働者の意味で使われることも多い。
- 8) エヒード内部の各機関の機能・役割については、農地改革法47条・48条・49条に詳しく規定されている。
- 9) 「性と年齢・世代」を指標に人々をグルーピングするのが年齢集団 (age group) であるが [文化人類学事典 1987: 572~573]、未婚の青年男子によって構成される集団が「若者組」である。
- 10) 当該コムニダの住民が必ずしも先住民 (インディヘナ) としてのアイデンティティをもっているとは限らないので、非インディヘナのコムニダをこのように呼ぶ。
- 11) ソシエダには非エヒダタリオ農民による組織、農業信用地域組合 (sociedad local de crédito

- agricola) もある。
- 12) 後に国立農業信用銀行 (Banco Nacional de Crédito Rural) に改組された。
 - 13) いかなる手段かといえば、土地所有の名義を家族や親類縁者に分散させることによって、1人当たりの所有地面積が法定の制限範囲内におさまるようにしたり、エヒードの分割地を賃借りする（もちろん違法である）ことである。
 - 14) 1960年において、エヒダタリオ1人当たりの耕地面積の全国平均値は6.5ヘクタールであった。[Reyes Osorio et al. 1964: 443] しかしこれには当然地域差が大きく、同年において全国のエヒダタリオ総数の44%を擁する中央部（その大部分が後進農業地域に属する）では、エヒダタリオ総数の56%が4ヘクタール以下の耕地しか有せず、一方北部太平洋側では、36.6%の者が10ヘクタール以上の耕地を有していた。[Reyes Osorio, et al. 446 (Cuadro VI-5)]
 - 15) たとえば旧ソ連のコルホーズ、ソフホーズ、かつての中国の人民公社、キューバの国営農場等があげられる。
 - 16) 必ずしも伝統的、前近代的な大農園の意味ではなく、一般的に大規模農場をアシエンダと呼ぶことが多い。

参考文献

文化人類学事典 1987 弘文堂

Chávez Padrón, M.

1971 *Ley Federal de Reforma Agraria*, México, D.F., Porrúa

1985 *Ley Federal de Reforma Agraria*, México, D.F., Porrúa

Eckstein, S.

1966 *El ejido colectivo en México*, México, D.F., Fondo de Cultura Económica

Estados Unidos Mexicanos

1994 *Panorama Agropecuario, VII Censo agropecuario 1991*, México, D. F., INEGI

石井 章

1969 メキシコの農村 ―二つのエヒードの調査から―

『アジア経済』第10巻第3号

1970 メキシコのエヒードの実態に関する覚書

『アジア経済』第11巻第3号

1973 メキシコのエヒードの現状と問題点

滝川勉・斉藤仁編『アジアの農業協同組合』アジア経済研究所

1983 メキシコの農地改革と農業構造 ―エヒードとネオ・ラティフンディオを中心に―

石井章編『ラテンアメリカの土地制度と農業構造』アジア経済研究所

1998 ラテンアメリカの農業構造と地域類型

『高知論叢』（高知大学経済学会）第62号

2002 メキシコ 新自由主義のもとでの土地制度の改革とエヒードの変容

『高知論叢』（高知大学経済学会）第74号

2003 メキシコ 農地改革と農業政策の歴史的展開

『中部大学国際関係学部紀要』No. 30

Ishii, A

1973 *Ejidos in Mexico : Actual Situation and Problems*

Developing Economies XI- 3

Katz, F.

- 1956 Die Sozialökonomischen Verhältnisse bei den Azteken im 15 und 16 Jahrhundert, *Ethnographisch-Archäologische Forschungen* 3, Teil 2, Berlin, VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften

Lewis, O.

- 1963 *Life in a Mexican Village : Tepoztlán Restudied*
Urbana, University of Illinois

Reyes Osorio et al.

- 1964 *Estructura agraria y desarrollo agrícola en México*
México, Fondo de Cultura Económica

新社会学事典

- 1993 有斐閣